令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

富谷市監査委員 眞山 巳千子 富谷市監査委員 浅野 武志

地方自治法第199条第7項及び富谷市監査基準第4条第1項第6号の規定に 基づき実施した令和3年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規 定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

第1 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

公の施設名 富谷市福祉健康センター

指定管理者 社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会

所 管 課 保健福祉部 長寿福祉課,保健福祉総合支援センター

監査の範囲 令和2年度及び令和3年度上半期までに執行された公の施設

の管理に係る事務の執行及び業務管理の運営状況

第2 監査の着眼点

(1) 所管課関係

- ① 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、関係法令等に根拠をおき、 適正かつ公正に行われているか。
- ② 施設の管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。また、必要 事項が適正に記載されているか。
- ③ 施設の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ④ 事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているか。
- ⑤ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

(2) 指定管理者関係

- ① 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正に行われて

いるか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。

⑤ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組みはなされているか。

第3 監査の主な実施内容

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部署に係る 出納その他事務の執行が適正に行われているかどうかについて、あらかじめ出 納その他事務の執行に係る関係書類及び資料の提出を求め精査するとともに、 所管課長等及び指定管理者の事務局長等から説明を聴取し、監査を行った。

第4 監査の時期及び場所

所管課 令和4年2月14日(月),市役所3階監査委員室 指定管理者 令和4年2月22日(火),富谷市福祉健康センター内

第5 指定管理の概要

(イ) 指定の意義

富谷市福祉健康センターの管理に関し、指定管理者の専門性を活用しつつ、 利用対象者に対するサービスの向上や多様なニーズへの対応、事業の効率的か つ効果的運営により高齢者福祉の一層の増進を図ること。

(ロ)業務の範囲

富谷市福祉健康センター条例第8条第3項に規定する業務

- ① 高齢者の各種相談、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等に関する事業の企画及び実施に関する業務
- ② センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- ③ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (ハ) 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
- (ニ) 指定管理費

平成29年度 19,180,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) 平成30年度 19,885,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) 平成31年度 20,780,556 円 (消費税及び地方消費税を含む) 令和2年度 21,689,352円 (消費税及び地方消費税を含む) 令和3年度 22,407,407円 (消費税及び地方消費税を含む)

- (ホ) 決 算 額 令和2年度 21,689,352円
- (へ) 施設の概要

所在地 富谷市富谷西沢 1 3 番地 構造 鉄筋コンクリート 2 階建

延床面積 1,295 ㎡ (1 階:890 ㎡, 2 階:405 ㎡)

第6 監査の結果

監査の着眼点に留意して監査を行った限りにおいて、指定管理者の指定、協定の締結は適正に行われており、協定等に基づき公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理の運営状況についても適正に執行されていると認められた。

しかしながら、一部改善を要する事項が見受けられたので、今後の改善を求め 以下のとおり記述する。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に 口頭で注意、改善を促していることを申し添え、記述を省略する。

記

1 注意事項

(1) 指定管理者として利用料金を定めることについて

富谷市福祉健康センター条例第9条において、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金は、第6条の規定に基づく別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとするとあるが定められていない。第6条関係別表の使用料と同様の利用料金で運用することとしていたことから改めて定めていなかったとのことであるが、当該指定管理業務においては、第9条に従い、市長の承認を得て定める必要がある。

(2) 行政財産の目的外使用許可等の手続きについて

行政財産の目的外使用許可にあたる自動販売機の設置申請に係る使用許可 手続きが指定管理者において行われていた。当該事案については、公の施設の 使用許可とは性質が異なり、行政財産管理制度において特別の権利を設定する 法律行為である。したがって、指定管理者制度の範疇に含まれず、市長の権限 (許可者は市長)において処理すべきものであるので改められたい。

(3) 指定管理業務の点検・評価について

指定管理者については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度とされている。指定管理業務の実施状況については、事業報告書等により確認し、適宜、指示や指導が行われているところであるが、効果的にサービスが提供され、本市の要求水準を満たしているかどうか等の評価はなされていない。指定管理者制度の趣旨に従い、当該施設の設置目的を達成するために、指定管理者の活用がどのような効果、成果等を挙げているか等の評価を行うことが求められる。